

# 『職務上請求書』の使用について



## ～最高裁判決補足意見を謙虚に受け止めましょう～

北海道行政書士会 広報部  
会報・ホームページ委員会

平成22年12月20日、行政書士の資格のない者が家系図を作成し報酬を得たとして、行政書士法違反事件の最高裁判決があったことは、会員皆さんも充分ご承知のことだと思います。

本件は「家系図」が「事実証明に関する書類」かどうか、すなわち、家系図作成が行政書士の独占業務に当たるかどうかが争われた事件でした。

この事件では、観賞用（記念品用）の「家系図」が「事実証明に関する書類」かどうかということの他に、私たちは目を逸らしてはいけない事項があります。

- (1) 被告は行政書士2人から「職務上請求書」を有償で譲り受けており、譲渡した行政書士2人は、行政書士法違反で罰金刑が確定し、行政書士を辞めています。これは私たちの「職務上請求書」の使用・管理についての問題です。
- (2) 更に判決文補足意見では、「被告人は手数料を支払って行政書士から「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」を取得し、戸籍・除籍謄本の請求を行なうという不正行為を行なつておあり、その点に問題があるというべきであるが、そうした行為は、本来、行政書士の自覚と自立を高めることにより予防すべきことであり、今後は、戸籍法133条により不正行為者を処罰することになろう。」と述べられています。これは、行政書士であるか否かを問わず、職務上請求書を使用するか否かを問わず戸籍謄本の入手方法の問題です。

私たちは、今回の最高裁判決で次のことを学ばなければなりません。

- ①家系図作成（個人の観賞ないしは記念のための品として作成されたと認められるものである限り）は行政書士の独占業務でないこと。
  - ②職務上請求に関して適正な使用・管理を徹底するべきであること。
  - ③戸籍謄本の入手には適法な方法で行なうこと。
- そして何よりも重要なことは、判決文補足意見「……行政書士の自覚と自立を高めることにより予防すべきこと」です。